

一緒につくろう！
一人一人を大切にする熊本

熊本県人権教育・啓発基本計画
(第5次改定版)基本理念



キズナ



アルメちゃん



コッセイ



ニッコリ

令和5年度人権イラスト
入賞作品 コッコロの友達

- 目次**
- P.1 「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しています
 - P.2 「熊本県人権教育・啓発基本計画 第5次改定版」を策定しました
／令和6年度(2024年度)人権に関する県民意識調査を実施しました
 - P.3 正しく知ろう水俣病～水俣病公式確認70年を前に～
 - P.4 お知らせ(こどもに関する相談窓口／登録講師派遣事業／人権啓発Web講座／人権センターのご案内)

熊本県では部落差別のない社会を実現するために 「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しています

SNSやインターネット上での悪質な差別書き込みをはじめ、個人・事業者等が、自治体に対して同和地区の有無や所在について問い合わせるといった許されない部落差別が今なお発生しています。

条例では、県民・事業者の皆様に対して、以下のような行為をしてはならないと定めています。

- 同和地区の所在が書いてある図書や地図などを提供する行為
- 同和地区かどうかを他人に教えたり、言い広めたりする行為
- 結婚や就職に際し、特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼する行為
- その他、結婚や就職に際しての部落差別の発生につながるおそれのある行為

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例について(人権センターHP)

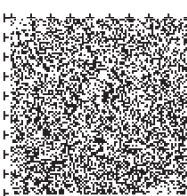


(漫画：桜田 幸子 さん)



部落差別について正しく理解するとともに、
自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。
部落差別のない社会の実現に向け、私たちみんなで取り組んでいきましょう。

この情報誌には音声コードが印刷されています。



「熊本県人権教育・啓発基本計画 第5次改定版」を策定しました



新たな基本計画により様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を、更に総合的かつ計画的に推進していきます。

基本計画の位置づけ

計画の趣旨

- ①人権をめぐる現状を明らかにすること
- ②人権教育・啓発の取組の方向を示すこと
- ③行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

計画期間

令和7年度(2025年度)から
令和10年度(2028年度)までの4年間

人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育

県民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

人権啓発

広報啓発等に取り組むに当たり、自主性を最大限に尊重するとともに、県民の間に多様な意見があることを理解した上で、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

人材の育成・研修

公務員、教職員・保育士等、警察・消防職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業等に従事する人への研修・啓発を進めます。また、ハラスメント防止や公正な採用選考が行われるよう、企業等における人権研修、啓発の取組等を支援します。

各種資料・情報の収集及び提供

県民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の貸出しや閲覧場所の提供など、必要な支援を行います。市町村等の関係機関と連携しながら最新の情報の収集に努めるとともに、民間団体、県民等への迅速かつ適切な情報提供を、それぞれ効果的に行います。

相談体制の充実

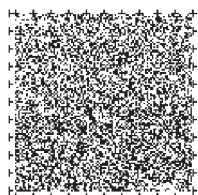
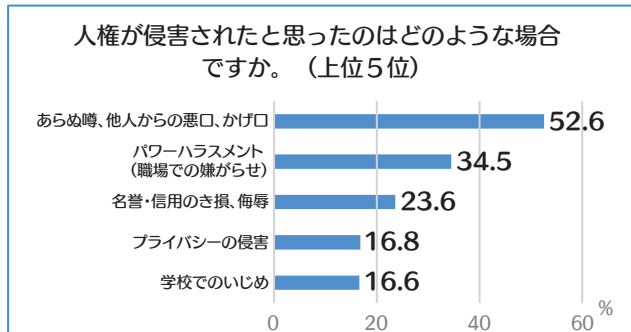
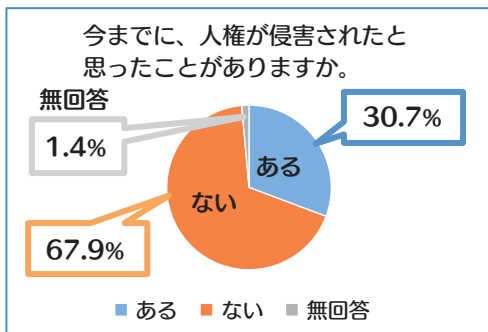
県の人権センターにおいて、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図ります。



熊本県人権教育・啓発基本計画 第5次改定版

令和6年度(2024年度)人権に関する県民意識調査を実施しました

県では、県民の皆様の人権に対する意識を把握し、今後の人権に関する施策に役立てるため、「人権に関する県民意識調査」を実施しました。ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。結果の一部をご紹介します。



結果の詳細は熊本県ホームページで公表しております。
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/222569.html>



人権に関する県民意識調査報告書

正しく知ろう水俣病

～水俣病公式確認70年を前に～

水俣病はどのようにして発生したのか

1932(昭和7)年、化学工場だった「チッソ水俣工場」は、様々な化学製品の原料の一つ「アセトアルデヒド」の製造を開始し、その製造過程で発生した「メチル水銀」を工場排水と一緒に水俣湾に流しました。このメチル水銀は毒性が強く、海を汚染し、魚介類の体内に蓄積されました。

水俣病はその魚介類を人々が長い間食べ続け、体に多くのメチル水銀を取り込んだことで発生した中毒症です。



水俣病をめぐる人権

水俣病患者やその家族はいわれのない差別や偏見にも苦しめられてきました。奇病と恐れられ、地域の付き合いを断られたり、**感染や遺伝するという誤解**から結婚や就職を断られたこともありました。

水俣病に対する差別や偏見は現在も完全には解消されていません。この問題は私たちが取り組んでいかなければならない課題です。

現在、水俣病が発生した地域では差別や偏見をなくし、地域の再生と地域住民間の絆を回復することを目的とした「もやい直し」と呼ばれる活動が行われています。

水俣病に関する正しい知識を身につけましょう

今年に入り、県内の自治体や全国的な企業において、水俣病に関する誤った情報が発信される問題が発生しました。

妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じておなかの胎児に取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を持った胎児性水俣病患者もいますが、水俣病は水銀中毒症であり、**感染症でも遺伝する病気でもありません。**

水俣病に関する誤った認識は差別や偏見につながります。正しく学び、理解を深めましょう。

1956(昭和31)年5月1日が「水俣病の公式確認日」とされており、2026(令和8)年は水俣病公式確認から70年を迎えます。この機会に改めて水俣病について学んでみませんか？

水俣病に関する学びの場

環境省水俣病情報センター、水俣市立水俣病資料館では水俣病に関する展示の見学や語り部講話の聴講、熊本県環境センターでは環境に関する様々な学習ができます。いずれの施設も水俣市にあります。ぜひご利用ください！

また水俣病保健課では県内の企業・団体向けの啓発事業も行っています。こちらもぜひご利用ください。



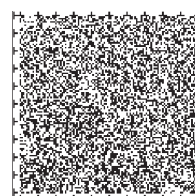
(水俣市立水俣病資料館)



水俣病保健課ホームページ

電話：096-333-2304(水俣病保健課)

メール: minamatahoken@pref.kumamoto.lg.jp



Uni-Voice

こどもに関する相談窓口のご紹介

夏休み明けは、こどもたちが学校への不安や悩みをかかえやすい時期です。早めに相談することで、問題解決の糸口が見つかることもあります。

新学期を前に何か悩んでいるようであれば、相談できる窓口があります。

こどもたちをみんなで守りましょう。



熊本県人権センター

096-384-5822 (相談専用電話)

24時間こどもSOSダイヤル(文部科学省)

0120-0-78310

SNS相談窓口
悩みに合わせて相談できます



こどもの人権110番(法務省)

0120-007-110

メールで
相談



LINEで
相談



研修支援(登録講師派遣事業) 県内の企業、団体が実施する研修に 「人権関係登録講師」を派遣します

本県では、人権に関する理解を深め、差別のない明るい熊本を作るため、企業、団体等が実施する各種研修や講演会に対して本事業の登録講師を派遣しています。

総勢34人の登録講師が、様々な人権課題について、ご希望のテーマに応じた研修や講演を行います。

希望者には、熊本県SDGs登録申請の際にご利用いただける受講済証を発行いたします。

詳しくは、人権センターホームページをご覧ください。



人権啓発Web講座

本講座は、本県の研修支援事業の登録講師をはじめ様々な講師によるYouTube上で動画をご視聴いただくオンライン研修です。個人のみなならず、学校や事業所の研修等、複数人での視聴も可能です。

「いつでも・どこでも・だれでも・何度でも」無料で受講できます。

詳しくは、人権センターホームページをご覧ください。

※4月に「高齢者の人権」の講座を追加しました。



講座ってどんな内容？
講座についてご紹介！

人権啓発図書・ビデオ・パネル貸出しのご案内

人権センター(県庁行政棟新館2階)では、人権に関する図書・ビデオ・パネルの無料貸出しを行っています。皆様の職場や団体・学校等での人権研修に、ご活用ください。

○希望作品を人権センターホームページでご確認の上、人権センターへお問い合わせください。
(着払いでの郵送もできます。)

○貸出希望日の前月初日から(パネルは3ヶ月前から)電話予約ができます。

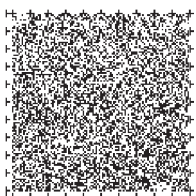
○貸出数・貸出期間(原則)

図書	3冊まで、2週間以内
ビデオ	2本まで、1週間以内
パネル	制限なし、1週間以内



貸出専用TEL 096-333-2300

受付時間 月～金(祝日、年末年始を除く)9時～16時



Uni-Voice

ホームページへのアクセスは

熊本県人権センター

で

検索



※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



発行者: 熊本県

所属: 人権同和政策課

発行年度: 令和7年度(2025年度)